

議案第33号

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

墨田区子育てひろば条例（平成13年墨田区条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、一時預かり事業を行う。

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項の施設のほか、文花子育てひろばには、一時預かり事業を実施するため、保育室を設ける。

第4条第1項中「（以下「保育室」という。）」を削る。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「。ただし、保育室については、日曜日とする。」を「（第3条第2項の保育室を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 日曜日（第3条第2項及び第3項の保育室（以下次号を除き、「保育室」という。）に限る。）

第5条第2項中「同項第2号」を「同項第3号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の文花子育てひろばの保育室の利用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区子育てひろば条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

墨田区子育てひろばのうち、文花子育てひろばにおいて、一時預かり事業を新たに実施することに伴い、当該事業を実施するために必要な保育室を設ける必要がある。